

○熊本市個人情報保護条例施行規則〔法制課〕

平成14年3月29日

規則第2号

改正 平成15年3月28日規則第11号

平成16年3月31日規則第18号

平成16年10月1日規則第42号

平成17年3月31日規則第54号

平成24年3月30日規則第103号

平成27年12月28日規則第89号

平成28年3月25日規則第19号

平成31年3月27日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(事務の届出)

第3条 条例第6条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報（特定個人情報を除く。以下この号において同じ。）の経常的な目的外利用（個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を利用することをいう。）及び個人情報の経常的な外部提供に関する事。
- (2) 条例第10条第1項に規定する通信回線での電子計算機の結合による個人情報の外部提供に関する事。

(平27規則89・一部改正)

(委託契約等)

第4条 実施機関は、条例第12条に規定する個人情報を取り扱う事務を委託するときは、次に掲げる事項を委託契約書その他の書類に明記し、委託を受けようとする者に対しこれを遵守させるものとする。ただし、当該委託の内容に応じて、不要な事項を略することができる。

- (1) 秘密保持の義務に関する事項
- (2) 目的外使用の禁止に関する事項
- (3) 第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 実施機関の許諾を受けない再委託の禁止に関する事項
- (5) 複写及び複製の禁止又は制限に関する事項
- (6) 委託期間満了後の返還又は廃棄の義務に関する事項
- (7) 立入検査に応じる義務に関する事項
- (8) 事故発生における報告義務に関する事項
- (9) 委託契約に違反した場合における契約解除及び損害賠償に関する事項
- (10) その他個人情報の保護に関する事項

2 実施機関は、条例第12条の2第1項に規定する公の施設の管理に係る協定を締結するときは、前項の規定を準用する。

(平16規則42・平27規則89・平31規則21・一部改正)

(開示請求書)

第5条 条例第14条第1項に規定する請求書は個人情報開示請求書(様式第1号)とし、同項第3号に規定する規則で定める事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の方法
- (2) 請求者の本人又はその法定代理人の別(特定個人情報にあっては、請求者の本人又はその法定代理人若しくは本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)の別)
- (3) 法定代理人又は任意代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、その者と本人との関係並びに本人の氏名及び住所

(平27規則89・平31規則21・一部改正)

(本人等の証明に必要な書類)

第6条 条例第14条第2項(条例第19条第3項、第20条第3項、第22条第2項及び第25条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

- (1) 官公署の発行した免許証、許可証、証明書等であって、本人の顔写真が貼付されているもの

(2) 健康保険被保険者証、国民年金等の年金証書その他開示請求をしようとする者
を確認するに足りる書類

2 条例第14条第2項に規定する条例第13条第2項の規定に基づき開示請求をする者であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 法定代理人 次に掲げるもの

ア 当該法定代理人に係る前項各号に掲げる書類のいずれか

イ 戸籍の抄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するもの

(2) 任意代理人 次に掲げるもの

ア 当該任意代理人に係る前項各号に掲げる書類のいずれか

イ 委任をした本人に係る前項各号に掲げる書類のいずれか

ウ 特定個人情報開示請求等委任状（様式第1号の2）

（平16規則18・平27規則89・平31規則21・一部改正）

（任意代理人から開示請求等があった場合における本人の意思確認）

第6条の2 実施機関は、条例第13条第2項（条例第21条第2項及び第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき任意代理人から開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）があった場合には、本人に対し、任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する通知書（様式第1号の3）を送付するものとする。

2 本人は、前項に規定する通知書の送付を受けた場合において、当該開示請求等に異議があるときは、実施機関が指定した期間内に限り、任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する申立書（様式第1号の4）により申立てを行うことができる。

3 実施機関は、第1項に規定する通知書の送付によっては本人の意思を確認することができないと認められる特別の事情があるときは、同項に規定する通知書の送付によらず、電話その他適当な方法により本人の意思を確認することができる。

（平27規則89・追加、平31規則21・一部改正）

（開示請求等の却下）

第6条の3 実施機関は、開示請求等が次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報開示請求等却下通知書（様式第1号の5）により当該請求を却下するものとする。

る。

- (1) 開示請求等が不適法であり、かつ、開示請求等に係る書面の補正が困難であるとき。
- (2) 条例第14条第3項(条例第22条第2項及び第25条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書の補正を求められた者が条例第14条第3項の規定により指定された期間内にその補正をしないとき。
- (3) 前条第2項に規定する申立書の提出があったとき。

(平27規則89・追加、平31規則21・一部改正)

(開示決定通知書等)

第7条 条例第18条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する場合 個人情報開示決定通知書(様式第2号)
- (2) 個人情報の一部を開示する場合 個人情報一部開示決定通知書(様式第3号)
- (3) 個人情報の全部を開示しない場合 個人情報不開示決定通知書(様式第4号)
- (4) 個人情報が存在しない場合 個人情報不存在決定通知書(様式第5号)
- (5) 個人情報の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合 個人情報存否回答拒否決定通知書(様式第6号)

2 条例第18条第5項の規定による通知は、個人情報開示決定期限延長通知書(様式第7号)により行うものとする。

(平27規則89・一部改正)

(開示請求に係る事案移送通知書)

第7条の2 条例第18条の2第1項の規定による通知は、事案移送通知書(様式第7号の2)により行うものとする。

(平27規則89・追加)

(第三者への通知事項)

第7条の3 条例第18条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示請求に係る個人情報の内容
- (2) 開示(一部開示を含む。)の決定をした日

- (3) 開示（一部開示を含む。）の決定の内容
- (4) 開示を実施する日
- (5) 審査請求等の教示
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（平 2 8 規則 1 9 ・ 追加）

（開示の方法）

第 8 条 条例第 1 9 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、別表第 1 のとおりとする。

（訂正請求書）

第 9 条 条例第 2 2 条第 1 項に規定する請求書は個人情報訂正請求書（様式第 8 号）とし、同項第 4 号に規定する規則で定める事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 請求者の本人又はその法定代理人の別（特定個人情報にあっては、請求者の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人の別）
- (2) 法定代理人又は任意代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、その者と本人との関係並びに本人の氏名及び住所

（平 2 7 規則 8 9 ・ 平 3 1 規則 2 1 ・ 一部改正）

（訂正決定通知書等）

第 10 条 条例第 2 3 条第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する場合 個人情報訂正決定通知書（様式第 9 号）
- (2) 訂正請求に係る個人情報の一部を訂正する場合 個人情報一部訂正決定通知書（様式第 1 0 号）
- (3) 訂正請求に係る個人情報の全部を訂正しない場合 個人情報非訂正決定通知書（様式第 1 1 号）

2 条例第 2 3 条第 4 項に規定する通知は、個人情報訂正（一部訂正）通知書（様式第 1 2 号）により行うものとする。

3 条例第 2 3 条第 5 項に規定する通知は、個人情報訂正決定期限延長通知書（様式第 1 3 号）により行うものとする。

（平 2 7 規則 8 9 ・ 一部改正）

(訂正請求に係る事案移送通知書)

第10条の2 条例第23条の2第1項の規定による通知は、事案移送通知書(様式第7号の2)により行うものとする。

(平27規則89・追加)

(利用停止請求書)

第11条 条例第25条第1項に規定する請求書は個人情報利用停止請求書(様式第14号)とし、同項第4号に規定する規則で定める事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 請求者の本人又はその法定代理人の別(特定個人情報にあっては、請求者の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人の別)
- (2) 法定代理人又は任意代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、その者と本人との関係並びに本人の氏名及び住所

(平16規則18・全改、平27規則89・平31規則21・一部改正)

(利用停止決定通知書等)

第12条 条例第27条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を利用停止する場合 個人情報利用停止決定通知書(様式第15号)
- (2) 個人情報の一部を利用停止する場合 個人情報一部利用停止決定通知書(様式第16号)
- (3) 個人情報の全部を利用停止しない場合 個人情報利用不停止決定通知書(様式第17号)

2 条例第27条第4項の規定による通知は、個人情報利用停止決定期限延長通知書(様式第18号)により行うものとする。

(平16規則18・全改)

(諮問通知書)

第12条の2 条例第28条の2の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書(様式第19号)により行うものとする。

(平28規則19・追加)

(費用の納付)

第13条 条例第29条第2項の規定により写しの交付を受けようとする者が負担しな

ければならない費用の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の費用は、写しの交付を受ける時までには納付しなければならない。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(平16規則18・一部改正)

(市が出資する法人等)

第14条 条例第32条に規定する市が出資する法人等で規則で定めるものは、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人及びそれらに準ずるものとして市長が別に定めるものとする。

(平16規則18・一部改正)

(雑則)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

- 2 熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(昭和61年規則第1号)は、廃止する。

附 則(平成15年3月28日規則第11号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、平成15年4月1日以後に文書等の写しの交付を受けることとなるものから適用する。

附 則(平成16年3月31日規則第18号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第54号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第103号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第89号)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市個人情報保護条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月25日規則第19号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市個人情報保護条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして用いることができる。

附 則（平成31年3月27日規則第21号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市個人情報保護条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして用いることができる。

別表第1（第8条関係）

記録媒体の種類	閲覧の方法	交付する文書等の写しの種類
文書、図画及び写真	当該文書、図画及び写真の閲覧	当該文書、図画及び写真の写し
フィルム（マイクロフィルムを除く。以下同じ。）、録音テープ及び録画テープ	映写機、再生機器等を使用した通常の方法による閲覧	当該フィルム、録音テープ及び録画テープの複製物
マイクロフィルム	当該マイクロフィルムをリーダープリンターによりプリントアウトしたものの閲覧	当該マイクロフィルムについて閲覧に供したものの写し
磁気テープ（録音テープ	当該磁気テープから紙に出	当該磁気テープについて閲覧

及び録画テープを除く。以下同じ。)	カしたものの閲覧	に供したものの写し
磁気ディスク、光ディスクその他の電磁的媒体	当該磁気ディスク、光ディスクその他の電磁的媒体から紙に出力したものの閲覧	当該磁気ディスク、光ディスクその他の電磁的媒体について、閲覧に供したものの写し又はフロッピーディスク、光ディスク若しくは光磁気ディスクに複製したもの(実施機関が対応できる媒体に限る。)

別表第2 (第13条関係)

(平15規則11・平31規則21・一部改正)

区分		金額	
写しの作成に要する費用	乾式複写機により写しを作成する場合(日本産業規格A列3番以内に限る。)	白黒	1枚につき 10円
		カラー	1枚につき 30円
	光ディスク(CD-R 700メガバイト)に複製する場合	1枚につき 200円	
	契約により写しの作成を委託する場合	当該委託契約で定める額	
	その他の方法により作成する場合	当該作成に要する費用の額	
写しの郵送に要する費用		当該郵便料に相当する額	

備考 乾式複写機により写しを作成する場合で、A列3番を超えるものについては、A列3番による用紙を用いたものとした場合に必要となる枚数に換して金額を算定するものとする。

個人情報開示請求書

実施機関

(宛)

住 所 〒

請求者 氏 名

電話番号 () -

熊本市個人情報保護条例第13条の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る個人情報の内容		
※ 対象となる個人情報を特定するため、具体的に記入してください。		
開示方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧(□閲覧 □視聴) <input type="checkbox"/> 写しの交付(□郵送希望)	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
代理人がる場合	本人との関係(続柄、資格等)	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人(本人の) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人(本人の) <input type="checkbox"/> 任意代理人 (<input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他())
	本人の氏名	
	本人の住所等	〒 電話番号 ()-

[処理欄]※次の欄は記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	
	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他()	
	法定代理人の資格確認()	
	任意代理人であることの確認()	
所管課	局 部 課 (Tel)	受付印

注1 請求者の住所、氏名及び電話番号並びに太線の枠内を記入してください。

2 請求に際しては、本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

特定個人情報開示請求等委任状

実施機関

(宛)

住 所 〒.....

委任者

氏 名 印

電話番号 () -

私は、下記の者を代理人と定め、下記の内容の特定個人情報に関し、熊本市個人情報保護条例（第13条、第21条、第25条第1項）の規定に基づく（開示請求、訂正請求、利用停止請求）を行う権限を委任します。

代 理 人	本人との関係 (続柄、資格等)	
	氏 名	
	住 所 等	〒 電話番号 () -
(開示請求、訂正請求、利用停止請求) に係る 特定個人情報の内容		
代 理 人 が 本 人 に 代 わ り 開 示 請 求 等 を 行 う 理 由		

様式第1号の3（第6条の2第1項関係）

第 号
年 月 日

任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する通知書

様

実施機関

印

年 月 日付で、あなたの代理人 様から、下記のあなたの
特定個人情報につき〔開示請求
訂正請求
利用停止請求〕がありましたので、熊本市個人情報保護条例施行規則第6条の2第1項の規定により通知します。

上記請求に異議がある場合には、別添「任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する申立書」を 年 月 日までに提出してください。期間内での提出が困難と認められる場合には、下記の連絡先に申し出てください。

なお、上記の期限までに提出又は連絡がない場合は、請求に係る手続を進めることとなります。

記

〔開示請求 訂正請求 利用停止請求〕に係る 特定個人情報の内容	
連絡先（所管課）	局 部 課 （TEL 内線 ）

任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する申立書

実施機関

(宛)

住 所 〒.....

氏 名

電話番号(.....) -

年 月 日付け第 号により通知のありました私の特定個人
情報の (開示請求
訂正請求
利用停止請求) について、次の理由により異議を申し立てます。

理 由	(該当する理由に○をつけてください。)
	1 代理人に対し、当該請求を行うことを委任していない。 2 代理人に対し、当該請求を行うことを委任したが、代理人に対し委任をした請求の内容が、自分が意図したものと異なる。 3 その他 ()

注 この意見書は、必ず、あなた御自身が記載してください。
開示請求等に対し、異議がある場合にのみ提出していただければ結構です。

個人情報開示請求等却下通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで〔 開示請求
訂正請求
利用停止請求 〕のあった個人情報については、熊本

市個人情報保護条例施行規則第6条の3の規定により、次のとおり請求を却下しましたので通知します。

〔 開示請求 訂正請求 利用停止請求 〕に係る 個人情報 の 内容	
請求を却下する理由	
所 管 課	局 部 課 (内 線)
備 考	

(教示)

様式第2号(第7条第1項第1号関係)

第 号
年 月 日

個人情報開示決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付で開示請求のあった個人情報については、熊本市個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧(<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴) <input type="checkbox"/> 写しの交付
開示のときに 必要なもの	1)本人、法定代理人又は任意代理人であることを明らかにする書類等 2)この通知書
所管課	局 部 課 (TEL 内線)
備考	

注 指定の日時にご都合の悪い場合は、あらかじめ所管課までご連絡ください。

様式第3号(第7条第1項第2号関係)

第 号
年 月 日

個人情報一部開示決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付で開示請求のあった個人情報については、熊本市個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり一部開示することと決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
一部開示とする理由	熊本市個人情報保護条例第15条第 号に該当 (説明)
※不開示部分の開示が可能となる期日	年 月 日
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧(<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴) <input type="checkbox"/> 写しの交付
開示のときに必要なもの	1)本人、法定代理人又は任意代理人であることを明らかにする書類等 2)この通知書
所管課	局 部 課 (TEL 内線)
備考	

注1 指定の日時にご都合の悪い場合は、事前に電話等で所管課までご連絡ください。

2 ※の欄には、開示しない部分について開示が可能となる期日が明らかである場合にはその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合は、同日以後に改めて開示請求をしてください。

(教示)

様式第4号(第7条第1項第3号関係)

第 号
年 月 日

個人情報不開示決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付で開示請求のあった個人情報については、熊本市個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
不開示とする 理由	熊本市個人情報保護条例第15条第 号に該当 (説明)
※開示が可能と なる期日	年 月 日
所 管 課	局 部 課 (TEL 内線)
備 考	

注 ※の欄には、開示が可能となる期日が明らかである場合にはその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合は、同日以後に改めて開示請求をしてください。

(教示)

様式第5号(第7条第1項第4号関係)

第 号
年 月 日

個人情報不存決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、当該個人情報が存在しませんでしたので、熊本市個人情報保護条例第18条第3項の規定により、通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
当該個人情報が 存在しない理由	
所 管 課	局 部 課 (TEL 内線)
備 考	

(教示)

様式第6号(第7条第1項第5号関係)

第 号
年 月 日

個人情報存否回答拒否決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付で開示請求のあった個人情報については、熊本市個人情報保護条例第17条の規定により、次のとおり当該個人情報の存否について明らかにしないことと決定しましたので、同条例第18条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
個人情報の存否 を明らかに できない理由	
所 管 課	局 部 課 (TEL 内線)
備 考	

(教示)

様式第7号(第7条第2項関係)

第 号
年 月 日

個人情報開示決定期限延長通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、熊本市個人情報保護条例第18条第5項の規定により、次のとおり開示の決定期限を延長しましたので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
熊本市個人情報保護条例第18条第1項に規定する決定期限	年 月 日 まで
上記の期限内に開示等の決定をすることができない理由	
延長後の決定期限	年 月 日 まで
所 管 課	局 部 課 (TEL 内線)
備 考	

事案移送通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けであった個人情報の〔開示〕
〔訂正〕 請求については、熊本市

個人情報保護条例〔第18条の2第1項〕
〔第23条の2第1項〕の規定により、次のとおり事案を移送
しましたので通知します。

〔開示〕 〔訂正〕に係る 個人情報の内容		
移送をした 実施機関	実施機関	
	所管課	局 部 課 (TEL 内線)
移送を受けた 実施機関	実施機関	
	所管課	局 部 課 (TEL 内線)
移送した年月日	年 月 日	
移送した理由		
備 考		

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

個人情報訂正請求書

実施機関

(宛)

住 所 〒

請求者 氏 名

電話番号 ()-

熊本市個人情報保護条例第21条の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る 個人情報の内容		
訂正請求の箇所		
訂正の内容 ※訂正後の内容を記入 して下さい。		
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
代理人が 請求する 場合	本人との関係 (続柄、資格等) <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人(本人の) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人(本人の) <input type="checkbox"/> 任意代理人 (<input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他())	
	本人の氏名	
	本人の住所等	〒 電話番号 ()-

[処理欄]※次の欄は記入しないでください。

請求者 の 確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	
	<input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他()	
	法定代理人の資格確認()	
	任意代理人であることの確認()	
所管課	局 部 課 ()	受付 印

注1 請求者の住所、氏名及び電話番号並びに太線の枠内を記入してください。

2 請求に際しては、本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

様式第9号(第10条第1項第1号関係)

第 号
年 月 日

個人情報訂正決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付で訂正請求のあった個人情報については、熊本市個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正の内容	
所 管 課	局 部 課 (TEL 内線)
備 考	

様式第10号(第10条第1項第2号関係)

第 号
年 月 日

個人情報一部訂正決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付で訂正請求のあった個人情報については、熊本市個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することを決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正の内容	
一部訂正とした 理由	
所 管 課	局 部 課 (TEL 内線)
備 考	

(教示)

様式第11号(第10条第1項第3号関係)

第 号
年 月 日

個人情報非訂正決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付で訂正請求のあった個人情報については、熊本市個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正しない 理由	
所 管 課	局 部 課 (TEL 内線)
備 考	

(教示)

様式第12号(第10条第2項関係)

第 号
年 月 日

個人情報訂正(一部訂正)通知書

様

実施機関

印

年 月 日付で訂正請求のあった個人情報については、次のとおり訂正しましたので、熊本市個人情報保護条例第23条第4項の規定により通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正した日	年 月 日
所 管 課	局 部 課 (TEL 内線)
備 考	

様式第13号(第10条第3項関係)

第 号
年 月 日

個人情報訂正決定期限延長通知書

様

実施機関

印

年 月 日付で訂正請求のあった個人情報については、熊本市個人情報保護条例第23条第5項の規定により、次のとおり訂正の決定期限を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
熊本市個人情報保護条例第23条第1項に規定する決定期限	年 月 日 まで
上記の期限内に訂正等の決定をすることができない理由	
延長後の決定期限	年 月 日 まで
所 管 課	局 部 課 (TEL 内線)
備 考	

個人情報利用停止請求書

実施機関

(宛)

住 所 〒.....

請求者 氏 名

電話番号 (.....) -

熊本市個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容			
利用停止請求の 趣旨及び理由			
請求する 利用停止の内容	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 外部提供の停止		
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
代理人が 請求する 場合	本人との関係 (続柄、資格等)	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人(本人の) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人(本人の) <input type="checkbox"/> 任意代理人 (<input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他())	
	本人の氏名		
	本人の住所等	〒 電話番号 () -	

[処理欄] ※次の欄は記入しないでください。

請求者 の 確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他()		
	法定代理人の資格確認()		
	任意代理人であることの確認()		
所管課	局	部	課
	(局)		
			受付印

注1 請求者の住所、氏名及び電話番号並びに太線の枠内を記入してください。

2 請求に際しては、本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

様式第15号(第12条第1項第1号関係)

第 号
年 月 日

個人情報利用停止決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、熊本市個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることを決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止する内容	
利用停止の年月日	年 月 日
所管課	局 部 課 (TEL 内線)
備考	

様式第16号(第12条第1項第2号関係)

第 号
年 月 日

個人情報一部利用停止決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、熊本市個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて利用停止をすることを決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容		
利用停止する部分	利用停止する箇所	
	利用停止する内容	
	利用停止の年月日	年 月 日
利用停止しない部分	利用停止しない箇所	
	利用停止しない理由	
所管課	局 部 課 (TEL 内線)	
備考		

(教示)

様式第17号(第12条第1項第3号関係)

第 号
年 月 日

個人情報利用不停止決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、熊本市個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止しない理由	
所管課	局 部 課 (TEL 内線)
備考	

(教示)

様式第18号(第12条第2項関係)

第 号
年 月 日

個人情報利用停止決定期限延長通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、熊本市個人情報保護条例第27条第4項の規定により、次のとおり利用停止の決定期限を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
熊本市個人情報保護 条例第27条第1項に 規定する決定期限	年 月 日 まで
上記の期限内に利用 停止等の決定をする ことができない理由	
延長後の決定期限	年 月 日 まで
所 管 課	局 (TEL 部 内線 課)
備 考	

様式第19号（第12条の2関係）

第 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

様

実施機関

印

（ 年 月 日付け第 号の開示等の決定
年 月 日付け情報公開窓口受付第 号の開示請求等に係る不作為

に対する審査請求について、熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問しましたので、

熊本市個人情報保護条例第28条の2の規定により通知します。

開示請求等に係る個人情報の内容	
審査請求に係る処分	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
所管課	局 部 課 (TEL 内線)
備考	

様式第1号（第5条関係）

（平24規則103・平27規則89・平28規則19・平31規則21・
一部改正）

様式第1号の2（第6条関係）

（平27規則89・追加、平31規則21・旧様式第1号の3繰上）

様式第1号の3（第6条の2第1項関係）

（平27規則89・追加、平28規則19・一部改正、平31規則21・旧
様式第1号の4繰上）

様式第1号の4（第6条の2第2項関係）

（平27規則89・追加、平31規則21・旧様式第1号の5繰上）

様式第1号の5（第6条の3関係）

（平27規則89・追加、平28規則19・一部改正、平31規則21・旧
様式第1号の6繰上）

様式第2号（第7条第1項第1号関係）

（平24規則103・平27規則89・平28規則19・一部改正）

様式第3号（第7条第1項第2号関係）

（平16規則18・平17規則54・平24規則103・平27規則89・
平28規則19・一部改正）

様式第4号（第7条第1項第3号関係）

（平16規則18・平17規則54・平24規則103・平27規則89・
平28規則19・一部改正）

様式第5号（第7条第1項第4号関係）

（平16規則18・平17規則54・平24規則103・平27規則89・
平28規則19・一部改正）

様式第6号（第7条第1項第5号関係）

（平16規則18・平17規則54・平24規則103・平27規則89・
平28規則19・一部改正）

様式第7号（第7条第2項関係）

（平24規則103・平27規則89・平28規則19・一部改正）

様式第7号の2（第7条の2、第10条の2関係）

(平27規則89・追加、平28規則19・一部改正)

様式第8号(第9条関係)

(平24規則103・平27規則89・平28規則19・平31規則21・
一部改正)

様式第9号(第10条第1項第1号関係)

(平24規則103・平27規則89・平28規則19・一部改正)

様式第10号(第10条第1項第2号関係)

(平16規則18・平17規則54・平24規則103・平27規則89・
平28規則19・一部改正)

様式第11号(第10条第1項第3号関係)

(平16規則18・平17規則54・平24規則103・平27規則89・
平28規則19・一部改正)

様式第12号(第10条第2項関係)

(平24規則103・平27規則89・平28規則19・一部改正)

様式第13号(第10条第3項関係)

(平24規則103・平27規則89・平28規則19・一部改正)

様式第14号(第11条関係)

(平16規則18・全改、平24規則103・平27規則89・平28規則
19・平31規則21・一部改正)

様式第15号(第12条第1項第1号関係)

(平16規則18・全改、平24規則103・平27規則89・平28規則
19・一部改正)

様式第16号(第12条第1項第2号関係)

(平16規則18・追加、平17規則54・平24規則103・平27規則
89・平28規則19・一部改正)

様式第17号(第12条第1項第3号関係)

(平16規則18・追加、平17規則54・平24規則103・平27規則
89・平28規則19・一部改正)

様式第18号(第12条第2項関係)

(平16規則18・追加、平24規則103・平27規則89・平28規則

19・一部改正)

様式第19号 (第12条の2関係)

(平28規則19・追加)